

裁 決 書

第〇〇〇〇号

審査請求人 〇〇 〇〇

処 分 庁 〇〇市福祉事務所長 〇〇 〇〇

上記審査請求人（以下「請求人」という。）が平成30年3月14日に提起した上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用の返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 請求人を世帯主とする世帯は、要保護状態にあると認められたため、処分庁は、平成〇年〇月〇日付けで、同世帯の生活保護開始を決定した。
- 2 請求人を世帯主とする世帯の収入が当該世帯の最低生活費を上回ったため、処分庁は、平成〇年〇月〇日付けで、同世帯の生活保護停止を決定した。また、処分庁は請求人に対して、同日後最低6か月間は収入申告を適切に行うよう指導した。
- 3 平成〇年〇月〇日、処分庁は請求人に対して、平成〇年〇月から平成〇年〇月にかけて請求人の老齢基礎厚生年金額を過小認定したために生じた過支給額〇〇〇〇円について、法第63条に基づく返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 4 平成30年3月14日、請求人は鳥取県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人の主張は概ね次のとおりであると解される。

- (1) 処分庁から求められた提出書類は全て提出してきており、年金額の増額があったことについて隠匿及び改ざんする意図はない。
- (2) 請求人の平成〇年度課税所得額と収入申告額が一致せず「計算が合わない」との説明が処分庁からあったものの、このことについて請求人が理解できるよう説明を尽くさなかった処分庁の対応は不当である。
- (3) 本件処分の決定通知書を受け取ってから返還期限まで10日しかないのは不当である。
- (4) 保護費の算出方法については請求人の知るところではなく、今になって過去の過払い金の返還を求められても支払うことができない。

2 処分庁の主張

- (1) 処分庁は請求人が平成〇年〇月〇日に提出した同月 1 日付けの年金振込通知書に基づいて年金額を認定したが、その後に年金額は増額になっており、請求人が増額に係る年金関連通知を提出しなかったため過支給が生じ、平成〇年〇月〇日に課税調査によってそのことが判明した。法第 6 1 条によると「被保護者は、収入、支出その他の生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」とされており、処分庁は請求人から同条に基づく収入の申告義務について理解した旨を確認した「確認書」を取り交わしていることから、本件処分における返還が生じたのは請求人が申告義務を怠ったためである。なお、その後の調査で、平成〇年〇月〇日に請求人から提出のあった収入申告書において、実際の年金額に近い年額が記載されていたことが分かったため、増額した年金額について隠匿する意図まではなかったものとして、法第 6 3 条による返還を決定したもので不当な点はない。
- (2) 処分庁から請求人に対する本件処分の説明としては、平成〇年〇月〇日に請求人が市役所に来所した際、返還となる旨を伝えている。

理 由

1 関係通知等における法第 6 3 条に基づく生活保護費の返還金の考え方

- (1) 返還金は、法第 6 3 条で、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときには、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない。」とされているものであり、不正がなくとも、被保護者の資力に比して、生活保護費を支給し過ぎる事実が客観的に認められれば、速やかに返還を求めるものである。
- (2) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 2 4 年 7 月 2 3 日付社援保発 0 7 2 3 第 1 号厚生労働社会・援護局保護課長通知）1（1）において、法第 6 3 条に基づく費用返還については、原則全額を返還対象とすることとされているが、全額を返還対象とすることによって、当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次の範囲においてそれぞれの額を返還額から控除して差し支えないとされている。
- a 盗難等の不可抗力による消失した額（事実が証明されるものに限る。）
 - b 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものに充てられた額（保護基準額以内の額に限る。）
 - c 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発第 1 2 3 号厚生次官通知）第 8 の 3（3）に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 3 8 年 4 月 1 日付社保第 3 4 号厚生省社会局保護課長通知）第 8 の 4 0 の認定基準に基づき実施機関が定めた額
 - d 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額

e 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更正のために真に必要と実施機関が認めた額

2 不利益処分に係る理由提示についての考え方

行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項において、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」とされており、同条第3項において、「不利益処分を書面とするときは、（中略）理由は、書面により示さなければならない。」とされている。この点については、「行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解され（中略）どの程度の理由を提示すべきかは、（中略）当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべき」とされる（最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2094頁）。

3 争点及び判断

(1) 法第63条に基づき生活保護費の返還を求めることについての判断

ア 請求人の年金について、次の表に示すとおり、処分庁は請求人の提出した年金振込通知書に基づき、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで、毎月〇〇〇〇円（同期間の合計〇〇〇〇円）の収入認定をしたところ、年金振込通知書に記載された額と実際に振り込まれた年金額に差が生じた理由を示した書面等の存否は不明であるものの、同期間に請求人へ実際に振り込まれた年金は〇〇〇〇円で、これを各月に按分した額と年金から特別徴収された介護保険料〇〇〇〇円を合計した〇〇〇〇円が正当収入認定額であったため、請求人に対し、収入認定済額との差〇〇〇〇円が生活保護費の過払いとなっていると認められる。

表 略

イ 生活保護費の過払金〇〇〇〇円について、1（2）で示す控除対象となる額は認められないから、返還すべき額を過払金全額と認定した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

ウ また、返還期限が10日であることについては、法第63条が返還金の速やかな返還を求めている以上、違法又は不当であるとまでは言えない。

(2) 本件処分に係る手続の適法性についての判断

本件処分を請求人に通知した保護決定通知書（以下単に「決定通知」という。）の記載内容について見ると、法第63条による費用の返還決定の理由は、「課税調査で判明した老齢基礎・厚生年金」としか記載されておらず、処分理由として極めて抽象的であり、生活保護費の過払いがあった期間、過払いが生じた理由、過払金の積算根拠等処分の原因に係る事実関係が適示されておらず、法第63条にいう

「受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額」が、如何なる理由をもって算定されたか請求人は知ることができない。

この点につき、処分庁は弁明書において、平成〇年〇月〇日に請求人と面談し、処分内容及び分割返還について説明を行ったと主張しているが、不利益処分の理由の提示は書面でしなければならないこととされており、本件処分に先立って当該処分の内容を説明したからといって決定通知における処分理由の提示の程度が軽減されるわけではなく、むしろ説明内容を踏まえた理由を決定通知書において提示することこそが、処分庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとの行政手続法第14条第1項本文の趣旨にかなうというべきである。

このような事情において、行政手続法第14条第1項本文の趣旨に照らし、決定通知に記載の処分理由は、同項本文の要求する理由提示として不十分なものであるから、本件処分は、同項本文の理由提示の要件を欠いた違法な処分であると言わざるを得ず、取り消されるべきである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には、理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年8月6日

審査庁 鳥取県知事 平井 伸治

(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から1か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、本件処分又は裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しに係るものにあつては〇〇市、裁決の取消しに係るものにあつては鳥取県を被告として（訴訟において、〇〇市を代表する者は〇〇市長、鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。